

# 7th sense

セブンセンス

## セブンセンスグループ

セブンセンス税理士法人  
セブンセンス社会保険労務士法人  
セブンセンス行政書士法人  
セブンセンス株式会社  
株式会社アイクス  
株式会社東京ビジネスセンター  
セブンセンスマーケティング株式会社  
セブンセンスR&D株式会社  
株式会社セブンセンスファーム  
セブンセンスFAIR株式会社  
seventh sense GEPAS 株式会社  
7TH SENSE GROUP SINGAPORE PTE. LTD.  
<https://www.seventh-sense.co.jp/>



hmr  
seventh sense



## INDEX

セブンセンスグループ	P. 2
ちょっとITタイム	P. 4
新設法人 丸の内オフィスのご紹介	P. 5
気になる!! 国際相続税	P. 6
フリーランス保護新法とは	P. 8
スタートアップの成長に向けた インセンティブ報酬ガイダンス	P. 9
健康経営プロジェクト	P. 10
若者円卓会議 NEWS	P. 11



会計事務所業界をリードする、  
それが、セブンセンスグループ。

セブンセンスグループは、  
時代の変化に合わせて変化し続け、挑戦し続ける。  
そしてこれからも、常に「お客様のために」を考え  
お客様とともに成長し続けていきます。

## Sense of Humor

企業理念

チャレンジング × チェンジング ≡ セブンセンス

Vision

お客様とともにグローバル・エコノミーを創出する

Mission

お客様から最高に信頼  
される相談相手となる

社員とその家族の  
well-beingを実現する

Value

圧倒的な  
プロ意識を  
持つ

ハーフ  
革命に  
挑戦する

自己限定  
を  
しない

社会正義  
に  
貢献する

セブンセンスグループが基本理念に据える「Sense of Humor」  
人には五つの感覚があり、第六感があり、そしてセブンセンスグループは七つ目の感覚として「ユーモア」を大事にしています。  
日々に少しのユーモアをプラスする。たったそれだけのことで、プライベートも仕事も充実し、会社や社員の人生がより豊かで輝いたものになっていきます。そして、これによって新しい目線と自由な発想も生まれていきます。  
これこそが、お客様と社員と企業に関わる全ての人々と、幸せな毎日を過ごすために大事だと考える、セブンセンスグループの「ユーモア」なのです。

# 国内有数の総合型会計事務所。



海外拠点 シンガポールオフィス

## 会計・税務

会計・税務顧問業務をはじめとして、会社設立・資金調達などの創業支援、税務申告業務、国税庁OB税理士による税務調査対応など、多様なお客様へ会計・税務サービスを提供しています。

税務相談・申告  
税務調査対応  
会社設立・創業支援  
会計コンサルティング  
相続税対策・申告

## 人事・労務

給与計算や社会保険、労働保険の事務手続きなどの実務から、労働基準法その他法令に準拠した就業規則、賃金制度の作成、各種助成金の相談・手続き等。お客様のニーズに合わせ、細やかにサポートします。

人事労務  
労働保険、社会保険  
各種助成金に関する相談、  
手続代行  
給与計算代行

## 経営コンサルティング

50年以上の歴史と有資格者や各種専門家とのネットワークを生かしたコンサルティング。特に医療業種への相談実績は長く、多くの病院等を支援してきました。自社開発の業務管理ツールの提供も強みの一つです。

コンサルティング

## 事業承継・M&A・相続

後継者不足に悩む中小企業の事業承継やM&A支援を行います。また個人のお客様に向け、老後の悩みに寄り添う相続支援にもノウハウの蓄積があり、多くのお客様から信頼をいただいています。

事業承継  
M&A  
相続

## IT/DX支援

業界に先駆けたIT導入による知見を基に、IT/DX化への各種コンサルティングも行っています。グループ内の「中小企業DX推進研究会」では日々、知見の充実と普及に携わっています。

IT/DX支援  
BPO支援



※各拠点により対応が異なる場合がございます。



## 山口 高志

やまぐち たかし

中小企業  
DX  
推進  
研究会  
会長

■ITを使って仕事を  
便利に楽しく出来る  
よう、毎日情報収集  
中です！



## ■業務に欠かせない、オフィスソフト 皆さんは何を使っていますか？

仕事でパソコンを使うときに欠かせないのが、書類の作成や表計算、プレゼンテーション資料の作成を行う、オフィスソフトと呼ばれるソフトウェア群です。皆さんもご存じなのは、WordやExcel、PowerPointといった「マイクロソフト オフィス」シリーズではないでしょうか。

マイクロソフト オフィスを使うためには、パソコンにWordやExcel、PowerPointといったソフトウェアをインストールするわけですが、主に3種類の入手方法があり、それぞれにメリット・デメリットがあります。

### 1. パッケージ版（ソフトだけで販売されている版）を購入する

メリット ⇒ パソコンを買い替えてもライセンスを移動して使うことができる。

デメリット ⇒ 値段が高い。新しいバージョンが出たら買い直しになる。

### 2. パソコンを購入するときにバンドル（付属）で付いてくるモデルを購入する

メリット ⇒ パッケージ版で購入するよりも安く手に入る。

デメリット ⇒ 付属で購入したパソコンのみでしか使えない（別のパソコンにライセンスは移せない）。

### 3. Microsoft 365（サブスクリプション型）で利用する

メリット ⇒ 常に最新のバージョンを使える。所有しているパソコン5台までインストールできる。

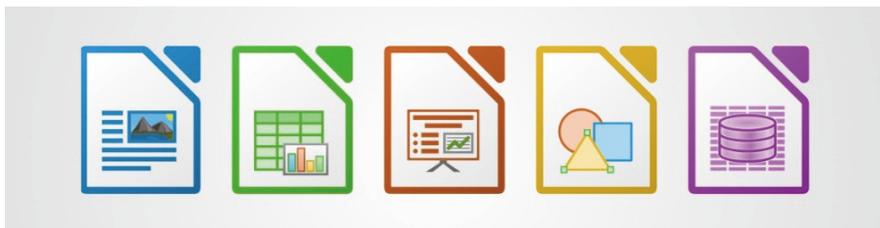
デメリット ⇒ 月額（もしくは年額）で費用を払い続けないと使えなくなる。

## ■マイクロソフト オフィス（有償）以外の選択肢を探す

マイクロソフトオフィスのソフトウェアが付属されていないパソコンを購入した場合や、高額なソフトウェアを購入するのを悩まれる場合に有効なのが、以下に紹介する無償で使えるソフトウェア群です。

### ・LibreOffice（リブレオフィス） <https://ja.libreoffice.org/>

オープンソースのソフトのため、無償で利用することができます。ファイルを開くときに多少表示が崩れるときがありますがマイクロソフト オフィスのファイルも扱えるため、使用頻度がそれほど多くない方におすすめです。市町村でもホームページで配布するオフィスファイルの形式としても利用されています。



### ・Google オンラインオフィスソフトウェア群（ドキュメント、スプレッドシート、スライド）

パソコンにインストールすることなくブラウザだけで利用できるオンラインサービスです。クラウド型でインターネットに繋がればどこからでもアクセスでき、スマートフォンやタブレットでも使用可能。マイクロソフト オフィスのファイルも扱えます。Googleの無料アカウントでも利用できるため個人で使うには十分ですし、法人向けGoogle Workspaceを契約すれば、企業全体でクラウド型の共有オフィスソフトウェア群として利用できます。

# 新設法人 丸の内オフィスのご紹介

## seventh sense GEPAS株式会社 (Global Estate Professional Advisory Service)



### 海外資産全般の資産形成や 税務を取り扱っております

2024年10月11日、「海外資産に関する専門性の高いコンサルティング」をお客様にご提供するべく、seventh sense GEPAS株式会社を新設いたしました。

長年にわたり培ってきました国内・国際の資産管理の多くの経験事例とノウハウをもとに、国内を含めて、海外資産の課題をフルコースでお受けすることができます。お客様の国際資産のさまざまなニーズに応え、ご家族の国際資産の税務にかかる手続きと精神的なご負担を少しでも減らすことができるようにお手伝いしていきます。

#### 【所在地】

東京都千代田区丸の内1-11-1  
パシフィックセンチュリープレイス丸の内 13階

#### 【アクセス】

東京駅八重洲南口から徒歩2分

#### 【E-Mail】

gepas@seventh-sense.co.jp

#### 【HP】

<https://gepas.jp/>



### 税務や将来の資産保全を まとめてコンサルいたします

#### 事業内容（一例）

- ・ 遺産税・相続税・贈与税申告、プロバート弁護士対応
- ・ IRS（米国内国歳入庁）、HMRC（英国歳入関税庁）への申請、現地の不動産、預金・IRA（税制優遇年金制度）対応
- ・ 有価証券の名義変更手続き
- ・ US株式報酬制度税務申請、ITIN（個人用納税者番号）、EIN（法人納税者番号）取得手続き
- ・ 経験対象国：米国・豪州・台湾・シンガポール・英国・ドイツ・スイス・ブラジル・フィリピン・マレーシア他



# 気になる!! 国際相続税

税理士  
CFP

金田一 喜代美

きんだいち きよみ

東京  
丸の内  
オフィス

取締役  
(GEPAS)

■どちらかというアウト  
ドア派で自然が大好き  
です。天体、山、海、  
地球の裏まで!!



## ■ 国際相続とは

国際相続は相続関係者が海外にいる、相続財産が海外にあるなど、相続関係者や相続財産が国境をまたぐ相続のことを指します。

国際相続は、亡くなった方（被相続人）や相続人の住んでいる場所、期間、国籍などによって、課税される日本の相続税の範囲が異なってくる仕組みになっています。

近年、グローバル化の進展に伴い、海外に永住する人や海外の資産を購入する人が増

えてきており、国際相続が少しずつ身近になりつつあります。そこで今回は、国際相続における日本の相続税パターンをご案内いたします。※なお、贈与税として読み替えることもできます。

## 相続税の対象になる海外資産の例

日本の相続税の対象となる海外資産には、さまざまな種類の財産が含まれます。例えば、被相続人が保有していた海外の住宅や土地、コンドミニアムなどの不動産、海外に所有している美術品や骨董品、アンティークの家具などの動産も相続財産として扱われます。さらに、海外の金融機関に預けられている株式や債権などの金融資産のほか、保険等のみなし財産、暗号資産、NFTなどの無形資産も相続財産になります。ただし、美術品は欧州の一部の国では課税されない場合もあります。

これらの遺産・相続財産は、相続人や被相続人の居住状況や国籍によって、日本や他国でも相続税や遺産税の対象となることがあります。さらに遺産整理手続きも複雑になります。これらの海外資産に関しては、正確な資産の把握による法務的な生前対策や、各国に応じた税務申告が求められるのです。

## 国際相続時における日本の相続税パターン

相続人		相続時に 国内住所あり	相続時に国内住所なし		
			日本国籍あり		日本国籍なし
			10年以内に 住所あり	10年以内に 住所なし	
亡くなった方 (被相続人)					
相続時に国内住所あり※		①	③	③	
相続時に 国内住所なし	10年以内に 住所あり※	②		④	
	10年以内に 住所なし	②	⑤	⑥	⑦

国内・海外財産  
(無制限納税義務者)

国内財産のみ  
(制限納税義務者)

※一時住居者・短期滞在の外国人（在留資格を有するもしくは日本国籍がない者で、過去15年以内において国内に住所を有していた期間の合計が10年以内の者）に該当する場合は、国内財産のみの課税となる場合があります

6 ページの表は、相続時における日本の相続税の納税義務の範囲を示しています。

### 国内・海外財産が課税対象

- ① 被相続人は日本居住、相続人も日本居住の場合
- ② 被相続人は海外居住、相続人は日本居住の場合
- ③ 被相続人は日本居住、相続人は日本国籍で海外居住の場合  
(基本的に相続人の過去10年間の住所の有無は無関係)
- ④ 被相続人は海外居住で過去10年以内に国内住所があり、相続人は日本国籍で海外居住、過去10年以内に国内住所がない場合
- ⑤ 被相続人は海外居住で過去10年以内に国内住所がなく、相続人は日本国籍で海外居住、過去10年以内に国内住所がある場合

### 国内財産のみ課税対象

- ⑥ 被相続人・相続人とも海外居住で過去10年以内にも国内住所がなく、相続人に日本国籍がある場合
- ⑦ 被相続人・相続人とも海外居住で、かつ相続人は日本国籍がない場合

## 日本と海外の相続税が二重にかかるパターン

海外にある財産に対して日本の相続税が課される場合、その財産が所在する国でも相続税が課され、二重課税の対象となることがあります。例えば、以下のようなケースです。

### A. 日本に住みながら海外資産を所有しているケース

日本居住者は全世界の財産に相続税が課され、海外資産も所在国で課税される可能性があります。

### B. 海外在住の親が死亡し、日本在住の子どもが相続するケース

親の財産が海外にある場合、所在国で課税されると同時に、日本国内に居住する相続人にも日本の相続税が課されます。

### C. 日本在住の親が死亡し、海外在住の子どもが相続するケース

日本国内にある資産には日本の相続税がかかり、子どもが居住する国でも日本の資産が相続税の対象となる可能性があります。

### D. かつて海外に居住しており、日本国籍を持たない親から相続するケース

居住国や国籍により、相続財産が多重に課税されるリスクがあります。このような場合、日本の税法だけでなく、財産が所在する国の相続税制度も確認しなければなりません。

### E. 3か国以上の国に財産があるケース

それぞれの国で各相続税が課税される可能性があります。なお、二重税額控除は二国間条約のため、間接的な3か国目の相続税が控除ができない可能性がある点が問題となります。

## よくあるご質問

### Q. 相続税がかからない国の銀行口座に財産を移しておくと節税になる？

- A. 相続税がかからない国の銀行口座に財産を移すことで、日本の相続税から逃れられるという考え方もありますが、必ずしもそうではありません。たとえば、シンガポールや香港などの相続税がない国に資産を移しても、日本の相続税法では、日本の居住者が海外の資産を相続する場合、全世界の財産が課税対象となります。したがって、財産を移動しただけでは日本の相続税対策になることはありません。  
※ただし、被相続人および相続人ともに10年以上日本に居住していなかった場合は、課税されない可能性があります。

# 2024年11月施行 フリーランス保護新法とは

社労士 船木 宏道

ふなき ひろみち

山陰  
オフィス

■ 休日は自宅の松江市周辺の温泉巡りでフレッシュしています。



## (1) 法律の目的等

この法律は「フリーランス」が安心して働ける環境を整備するため、①「フリーランス」と企業などの発注事業者の間の取引の適正化と②「フリーランス」の就業環境の整備を図ることを目的として制定されました。2024年11月から施行されており、「フリーランス・事業者間取引適正化等法」といいます。

## (2) 「フリーランス」とは、BtoB かつ従業員を雇っていない受託事業者のこと

一般的にフリーランスという場合、「消費者を相手に取引をする者（BtoC）」や「従業員を使用している者」も含まれますが、この法律における「フリーランス（特定受託事業者）」は、「業務委託の相手方である事業者（BtoB）」で「従業員を使用しない者」を指します。

## (3) 発注事業者のタイプにより、「フリーランス」に対する義務が異なる



義務項目	内容
① 書面等による取引条件	業務委託をした場合、書面等により直ちに取引条件を明示する（業務の内容、報酬の額、支払期日等）
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払う
③ 禁止行為	「フリーランス」に対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならない（●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったとき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し）
④ 募集情報の的確表示	広告などに「フリーランス」の募集に関する情報を掲載する際に ●虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならない ●内容を正確かつ最新のものに保たなければならない
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、「フリーランス」が育児や介護などと業務を両立できるよう、「フリーランス」の申出に応じて必要な配慮をしなければならない
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	「フリーランス」に対するハラスメント行為に関し措置を講じる（方針の明確化、体制整備、迅速な事後対応等）
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、「原則として30日前までに予告しなければならない」「予告の日から解除日まで」「フリーランス」から理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならない

（厚生労働省リーフレット要約）

# スタートアップの成長に向けた インセンティブ報酬ガイドンス

公認会計士  
税理士

大野 修平

おおの しゅうへい

東京上野  
オフィス  
ディレクター

■ 資金調達のお手伝い  
を行っております。融資・  
増資・補助金などいつで  
もご相談ください。二児  
の父。趣味はバスケット。



スタートアップ企業が急成長を遂げるためには、優秀な人材を惹きつけ、長く活躍してもらうことが不可欠です。その一方で、大企業と比べて潤沢な資金やブランド知名度を持たないスタートアップにとっては、給与や福利厚生だけで優秀な人材を確保するのは難しく、人材獲得やリテンションのために「ストックオプション(SO)」などのインセンティブ報酬が注目されています。

こうした背景を踏まえ、経済産業省は「スタートアップの成長に向けたインセンティブ報酬ガイドンス」を公表しました。本ガイドンスでは、ストックオプションをはじめとするインセンティブ報酬制度の導入にあたって考慮すべきポイントや導入事例、税制面の論点などが体系的にまとめられています。ここでは、その主要なポイントをかいつまんでご紹介します。

## 1. インセンティブ報酬の意義とステージ別設計

ストックオプションの魅力は、企業の成長に応じて株価が上昇した際、そのリターンを従業員と共有できる点にあります。創業直後から上場後まで、会社のステージに応じて「税制適格SO」「有償SO」「RS/RSU(リストラクテッド・ストック/ユニット)」などを組み合わせ、人材確保・リテンションを図る事例が多く紹介されています。

## 2. 税制・法務上の要点

### 税制適格SOの拡充

近年、権利行使期間延長や年間権利行使限度額の拡大が行われ、使いやすくなりました。社外高度人材にも適用が広がり、スタートアップの幅広い人材獲得に対応可能となっています。

### 海外勤務者への対応

国ごとに税制や労務ルールが異なるため、米国ISOとの違い、在籍中の非居住者扱いなどに注意が必要。

### 評価額算定や手続き

株式評価や行使価格の設定、退職後やM&A時の取り扱いなど、専門家の助言を受けて設計することが推奨されています。

## 3. 退職・M&A時の取り扱い

SOは従業員在籍を前提としがちですが、退職時に権利が消滅すると人材流出リスクが高まる場合があります。退職後の行使を一定期間認めるかどうかは、大事な検討材料です。またM&A時にSOがどのように扱われるかも、あらかじめシミュレーションしておくことでスムーズに対応できます。

## 4. 導入時のポイントとまとめ

まず「なぜインセンティブ報酬を導入するのか」を明確化し、人材確保だけでなく、経営陣・投資家との目標共有にも活かせるよう設計しましょう。クリフ期間やベスティング設定、株式の評価方法など、多くの論点があり、どの段階でどれくらいの発行枠を確保するかも重要です。

本ガイドンスは、実際にSOを導入して成長を遂げた企業のインタビューや、税制・会計処理の実務面を整理しており、初めて導入する企業や既存制度を見直す企業に有益です。ストックオプションは、経営陣・従業員・投資家が企業価値の向上を共有し、ともに成長を目指す“共通言語”でもあります。ぜひガイドンスを参照しつつ、専門家のサポートを得ながら、自社に合った最適な報酬制度を検討してみてください。

「健康経営」ここ数年、耳にすることの多くなったキーワードです。セブンスグループでも、2022年よりプロジェクトを発足しました。一部ですが、これまでの活動報告をさせていただきます！

## 企業における健康経営とは

従業員の心身の健康。  
そして、会社の仲間や所属チームとの関係も良好。  
プライベートにおいては、家族や仕事以外でも満たされていて、  
人生をポジティブに捉えられている状態。  
それによって仕事もパフォーマンスは上がり、  
達成感や実績を作ることができ、会社全体の活力につながっている。  
セブンスグループは、そんな会社を目指します！



健康経営優良法人2025  
(中小規模法人部門)  
内定をいただきました！！



## 健康目標アンケート あなたの今期の健康目標をおしえてください 2023年8月調査

食事・睡眠をしっかり摂る  
週末は1万歩歩く  
毎晩、風呂上がりにストレッチを行う  
夜更かしをせず、早寝早起きを徹底する  
一週間に2回以上、1時間以上の有酸素運動  
テレビ体操を利用してみる  
家事でキビキビと身体を動かす  
睡眠時間1日4時間以上とる  
無理をしない  
1日を無事終わられたことに感謝の気持ちを持つ  
毎朝出勤前に腕立て伏せ、腹筋50回ずつ行う



食事をバランス良く取る  
毎日血圧測定すること  
筋トレ、体幹トレーニングを行う  
リンパマッサージを毎日行う  
ヤクルトを毎日1本飲む  
睡眠時間を6時間は必ず確保する  
休日は子供を連れて、外出することを心掛ける  
シャワーではなく風呂に入る  
暴飲暴食を避ける  
残業を減らし、12時までにベッドに入る  
正しい姿勢を意識する



## ストレスチェックとストレスケア

従業員がメンタルヘルス不調になることを未然に防止するため、年2回、全従業員を対象にストレスチェックを実施しております。

ストレス軽減を目的に、マインドフルネス瞑想や外部講師によるメンタルヘルス研修、セルフケア用のアロマスプレーも導入しました。



## 健康イベント

「健康診断受診率100%」を目標とし、受診率100%を維持しているほか、ストレッチや眼精疲労軽減のためのツボ押し、リフレクソロジー、ヨガ等、定期的に健康イベントを実施しております！

【メニューの一例】

- ・マインドフルネス瞑想
- ・肩こりにいいストレッチ
- ・疲労回復全身ストレッチ
- ・眼精疲労に効果的なツボ押し
- ・座ってできるYoga
- ・台湾式足つぼ
- ・ガチガチ背中  
解消トレーニング
- ・肩こり首こりセルフマッサージ  
など

## 1on1の導入

上司と部下の間で行われる1対1の定期的なミーティング「1on1」。2012年にYahooが人事制度の目玉として取り入れて以来人材育成のトレンドとなりました。現在は、多くの企業で導入が進んでいます。



今後の活動は、  
ブログでも  
随時  
ご報告していきます！

セブンス 001グループ

## 若者円卓会議とは



若者円卓会議は、セブンセンスグループの10年後を創るをテーマにし、若手メンバーを中心に、「やりたい！ やってみたい！」というチャレンジ精神を一つずつ形にするプロジェクトチームです。

活動の基本方針を【夢・若さ・ユーモア】として、社内交流イベントや業務改善コンテストの企画運営、SNS発信など多岐にわたる活動を行っています。

## 活動報告

### セブンセンスグループの諸活動を発信しています！



### 公式noteを運営しています

若者円卓会議「TEAM SNS・広報」でセブンセンスグループ 公式noteを運営しております。グループの諸活動や社員インタビューを中心に毎月1～2本記事を公開しています。

### 今回のおすすめ記事はこちら！



好評ならばシリーズ化も？！

### 新人の本音トーク会、開催！ 現場の声を赤裸々に語りました！ 😎

会計業務に携わる若手社員3名とそれを見守る先輩社員の計4名で、日々の業務に関する本音を語り合う座談会を開催しました。初回のテーマは、年末調整業務。グループ内の研修、定額減税による業務フローの変更、マニュアルの整備など、各自が携わった業務に関して赤裸々に語り合いました。こちらの様子はグループ公式noteに掲載中ですので、ぜひご覧ください！

セブンセンス note

QRはこちら



# 各種SNS 運営中

ぜひフォローをお願いいたします！



## Facebook

グループのお知らせを幅広く発信しています。



## X (Twitter)

各拠点の担当者が、日々の様子を、発信しています。



## Instagram

広報記事の更新情報をチェックいただけます！



## LINE

アニメーション動画で専門情報がチェックできます！



## note

特集記事を定期的に掲載しております。

### ■ 東京赤坂オフィス

〒107-0052  
東京都港区赤坂2-12-10  
HF溜池ビルディング 7階  
Tel : 03-6426-5542

### ■ 東京御徒町オフィス

〒110-0005  
東京都台東区上野3-14-1  
UENO CUBE EXECUTIVE 5階  
Tel : 050-5785-9180

### ■ 東京銀座オフィス

〒104-0061  
東京都中央区銀座8-18-3  
銀座加藤ビル 2階

### ■ 北海道釧路オフィス

〒085-0814  
北海道釧路市緑ヶ岡6-14-15

### ■ 東京上野オフィス

〒110-0005  
東京都台東区上野1-19-10  
上野広小路会館 7階  
Tel : 03-6803-2905

### ■ 東京丸の内オフィス

〒100-6213  
東京都千代田区丸の内1-11-1  
パシフィックセンチュリープレイス 13階

### ■ 千葉若葉オフィス

〒264-0029  
千葉県千葉市若葉区桜木北2-23-22  
深谷ビル 201  
Tel : 043-234-9132

### ■ シンガポールオフィス

10 JALAN BESAR,  
13-04, SIM LIM TOWER,  
SINGAPORE (208787)

### ■ 静岡オフィス

〒422-8005  
静岡県静岡市駿河区池田3875-92  
Tel : 054-264-3171

#### 静岡オフィス 別館

静岡県静岡市駿河区池田3875-82

#### 静岡オフィス 3号館

静岡県静岡市駿河区池田3875-79

### ■ 静岡沼津オフィス

〒410-0056  
静岡県沼津市高島町15-5  
ぬましんCOMPASS 2階

### ■ 山陰オフィス

〒683-0801  
鳥取県米子市新開6-3-15  
Tel : 0859-21-1171

### ■ 石垣島オフィス

〒907-0012  
沖縄県石垣市美崎町1-5  
名嘉商会ビル 2階



## 季刊誌『セブンセンス』は2025年7月号（No.23）をもちまして発行終了いたします

本誌は、SDGsの観点から環境保全を目的としたペーパーレス化の一環として、2025年7月号（No.23）をもちまして、発行を終了させていただくこととしましたのでお知らせいたします。お楽しみいただいていた皆さまにおかれましては、何卒ご理解いただけますと幸いです。最終号まで引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

セブンセンスには、お客様の抱えるどのような課題にもお応えできるよう、税理士・社会保険労務士だけでなく、中小企業診断士やファイナンシャルプランナーなど、各部門の専門家が多数在籍しています。

会社の事から人生に関わるプラン作りのことまで、  
全てを信頼して任せてもらえる「ベストパートナーシップ」を目指しています。

#### 税務・会計支援



税務会計にお悩みの方

#### 起業・開業支援



会社設立・医院開業をお考えの方

#### 相続・資産対策



資産形成にお悩みの方

#### 人事・労務



人事・労務に関する手続き  
人の問題でお悩みの方

#### コンサルティング



会社経営に関してお悩みの方

#### 会計事務所向け



アウトソーシングをお考えの方